第三の二の1の㈢の⑴を次のように改める。

⑴　変調方式は、二の直交するチャネルの入力信号（以下「Ｉチャネル」及び「Ｑチャネル」という。）に対し、次の相対位相関係を有する帯域制限されたオフセット四相位相変調（Ｑチャネルの入力信号をＩチャネルの入力信号に比べて二分の一シンボル遅らせた四相位相変調をいう。以下「Ｏ－ＱＰＳＫ」という。）であること。

Ｉチャネル	Ｑチャネル	相対位相
一	一	（＋）四五度
○	一	（＋）一三五度
一	○	（－）四五度
○	○	（－）一三五度

第三の二の1の㈢の⑵のア中「別図第十一号」を「別図第六号」に改め、同㈢の⑶及び⑷を次のように改める。

⑶　スクランブルは、系列$2^{15}-1$の擬似乱数系列（以下「ＰＮ系列」という。）との排他的論理和をとること。

⑷　誤り訂正符号は、符号化率四分の三、拘束長七のパンクチャド畳み込み符号（畳み込み符号に対して規則的に適切な冗長ビットを間引くことにより符号化率を柔軟に変化させた符号をいう。以下同じ。）とし、そのもとになる符号化率二分の一の畳み込み符号の生成多項式は、次のとおりとする。

$G_1(X)=1+X^2+X^3+X^5+X^6$

$G_2(X)=1+X+X^2+X^3+X^6$

第三の二の1の㈣の⑵のア中「別図第十二号」を「別図第七号」に改め、同1の㈤の⑵のア中「別図第十三号」を「別図第八号」に改め、同第三を第二とする。

第四の一中「、第二の一の5並びに第三の一の2」を「並びに第二の一の2及び5」に改め、同第四を第三とし、第五を第四とする。

第六中「又は第三」を削り、「、第二（一の4及び二の3の㈠から㈣までを除く。）及び第三」を「及び第二」に改め、同第六を第五とする。

別図第五号中「、インマルサットＢ型の無線設備」を削る。

別図第六号から別図第十号までを削り、別図第十一号を別図第六号とし、別図第十三号を別図第八号とする。

○総務省告示第九十七号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第一項第三号中「第四十九条の二十四第七項」を「第四十九条の二十四第六項」に改め、同項第四号中「第四十九条の二十四第八項」を「第四十九条の二十四第七項」に改める。

○総務省告示第九十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第2の別表4の2中「携帯移動地球局」の次に「（平成28年12月31日までに限る。）」を加える。

○消防庁告示第十一号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

消防庁長官　佐々木敦朗

別表第十三⑴イ㈢ａを次のように改める。

ａ　蓄積音声情報送出後の呼返し

蓄積音声情報を送出した後に、自動的に10秒間電話回線を開放し、呼返し信号が送出された場合に、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。

別表第十三⑴イ㈢ｃ中「蓄積音声を通報」を「蓄積音声情報を送出」に改め、同表⑴イ㈢ｄ中「中断時」を「終了後」に、「蓄積音声情報を通報中に強制的に」を「通話が終了した後に、自動的に10秒間」に改め、「消防機関側から」を削り、「火災通報装置側で通話」を「当該呼返しに対し、応答し通話することが」に改め、同表⑴イ㈢ｃ中「通報」を「通話」に改め、同表⑴ウの次に次のように加える。

エ　回線終端装置等（ＩＰ電話回線を使用する火災通報装置に限る。）

㈠　外形

変形、損傷等がないこと。

㈡　予備電源

ａ　外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ｂ　回線終端装置等との接続

接続部に緩み、損傷等がないこと。

ｃ　切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

ｄ　充電装置

異常な発熱等がないこと。

別表第二十六⑴を次のように改める。

⑴　専用回路

ア　消防用設備等専用である旨の表示があること。

イ　消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐させていないこと。ただし、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第25条第３項第４号イただし書に規定する火災通報装置又は火災通報装置の基準（平成８年消防庁告示第１号）第３第16号の規定によりＩＰ電話回線を使用する火災通報装置に係る回線終端装置等であって、その電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。

別表第二十九1⑴イ中「扉」を「扉等」に改め、同表2中「切り替えた状態」の下に「（非常電源が設けられていないものにあっては、監視状態）」を加え、同表2㈤中「作動装置が作動する」を「起動信号を発信する」に改め、同表2⑷中「作動装置」を「パッケージ型自動消火設備」に改め、同表2㈤中「作動装置及び」を削る。